

岩手県告示第 918 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 25 条の 2 第 1 項の規定に基づき、次のとおり保安林の指定をする。

平成 18 年 9 月 19 日

岩手県知事 増 田 寛 也

- 1 (1) 保安林の所在場所 久慈市山根町細野第 4 地割 171、173、端神第 5 地割 81
 - (2) 指定の目的 水源のかん養
 - (3) 指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 主伐にかかる伐採種は、定めない。
 - (イ) 主伐として伐採することができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- 2 (1) 保安林の所在場所 陸前高田市矢作町字的場 7 の 2 ・ 7 の 23 ・ 51 ・ 54 の 1 ・ 97 の 9 ・ 97 の 26 ・ 97 の 31 ・ 97 の 37 ・ 97 の 67 ・ 97 の 71 ・ 97 の 75 ・ 97 の 135（以上 12 筆について次の図に示す部分に限る。）、7 の 5、7 の 25、7 の 26、7 の 28、50、97 の 22、97 の 72、97 の 74、97 の 76、字清水川 114 の 100
- (2) 指定の目的 水源のかん養
- (3) 指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
字的場 7 の 2 ・ 7 の 23（以上 2 筆について次の図に示す部分に限る。）、51、54 の 1、97 の 26、97 の 31、97 の 135、7 の 5、7 の 25、7 の 26、7 の 28、50、97 の 22、97 の 76 所在の森林
 - (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - (ウ) 主伐として伐採することができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

備考 「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岩手県農林水産部森林保全課及び関係市役所に備えておいて縦覧に供する。